

(証券コード5703)
2022年6月24日

株 主 各 位

東京都港区新橋一丁目1番13号
日本軽金属ホールディングス株式会社
代表取締役社長 岡 本 一 郎

第10回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第10回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
- 第10期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第10期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき金45円に決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(下線は変更部分であります。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>附 則</p> <p>1. <u>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役14名選任の件

本件は、岡本一郎、村上敏英、岡本泰憲、楠本薫、田中俊和、早乙女雅人、松葉俊博、朝来野修一、小野正人、林良一、早野利人、土屋恵子および田中達也の13氏が再選され、新たに松平弘之氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

このうち、小野正人、林良一、早野利人、土屋恵子および田中達也の5氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、川合晋太郎氏が再選され、就任いたしました。これにより、現任の安田耕太郎、広澤秀夫、吉田昌弘、佐藤美樹および金仁石の5氏と合わせて、当社の監査役は6名となりました。

このうち、佐藤美樹、川合晋太郎および金仁石の3氏は、社外監査役であります。

以 上

お 知 ら せ

- 本定時株主総会終了後、取締役会において代表取締役社長に岡本一郎氏が選定され、就任いたしました。

~~~~~

- **期末配当金のお支払いについて**

本定時株主総会において、期末配当金は、1株につき金45円に決定いたしましたので、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。

■配当金領収証によりお受け取りの方は、同封の「期末配当金領収証」裏面に記載の受領方法をご高覧のうえ、お近くのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）において、**払渡しの期間中（2022年6月27日から2022年7月29日まで）**にお受け取りください。（この「期末配当金領収証」により、ゆうちょ銀行の貯金口座もしくは振替口座または銀行等の預金口座へのご入金もできます。）

■銀行またはゆうちょ銀行（郵便局）の預貯金口座へのお振込をご指定の株主様には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、お確かめください。

- **単元未満株式（1～99株）の買取り・買増し制度のご案内**

単元未満株式（1～99株）をご所有の場合、当社に対して、その単元未満株式の買取り、または、単元株式数（100株）となる数の株式の買増しを請求することができます。お手続きの詳細は、口座を開設されているお取引証券会社等にお問い合わせください。

なお、特別口座に記録されている株主様は、特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社へお問い合わせください。

株主名簿管理人  
特別口座管理機関  
(お問い合わせ先)

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部



0120-782-031 (フリーダイヤル)

以 上